

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年8月12日 08時04分ごろ
発生場所	大分県姫島村姫島北方沖 姫島灯台から真方位326° 3.5海里（M）付近 （概位 北緯33° 46.7′ 東経131° 39.7′）
事故の概要	石炭灰運搬船伸星丸は、西進中、また、漁船福吉丸は、南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月18日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 石炭灰運搬船 伸星丸、749トン 141891、福正汽船株式会社及び有限会社峠山海運 B 漁船 福吉丸、4.0トン OT3-27926（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 航海士A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A バルバスバウに擦過傷 B 右舷船尾部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、航海士Aほか7人が乗り組み、自動操舵で西進中、単独で船橋当直についていた航海士Aが、右舷方約2MにB船のレーダー映像を初認し、B船との距離が約0.5Mになった頃、汽笛を鳴らした。 航海士Aは、汽笛を鳴らしたのでB船がA船から離れていくものと思ひ、針路及び速力を維持した。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、自動操舵で南進中、船長Bが、眠気を催したものの、操舵輪の前の椅子に腰を掛けて単独で操船を続け、居眠りに陥った。 船長Bは、出漁前に地域の行事の準備等があったので、本事故の3日前から睡眠時間が約2～3時間で、睡眠不足気味であった。
分析	A船は、航海士Aが、汽笛を鳴らしたのでB船がA船から離れていくものと思ひ、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、針路及び速力で航行を維持したものと考えられる。 B船は、船長Bが、眠気を催したものの、椅子に腰を掛けて単独で見張りを続け、居眠りに陥ったものと考えられる。

原因	本事故は、航海士 A が、汽笛を鳴らしたので B 船が A 船から離れていくものと思いき、B 船に対する見張りを適切に行っておらず、また、船長 B が、居眠りに陥ったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 単独で操船中に眠気を催した場合、2 人で当直に当たるなど、居眠り運航の防止措置を講じること。・ 常時適切な見張りを行うこと。